

令和 7 年度 第 14 期

事業計画

公益財団法人四万十公社

四万十公社第14期（令和7年度）事業計画
(自 令和7年4月1日～至 令和8年3月31日)

事業方針

令和7年度、公益財団法人四万十公社は、地域住民がより暮らしやすいまちづくりを実現するため、ケーブルテレビ事業および会館・公園事業において多岐にわたる取り組みを展開します。

■地域インフラ・デジタル化

人口減少や少子高齢化、経済構造の変化が進行する中、持続可能な地域社会を形成するには、デジタル技術を活用した地域DX、省力化、地域活性化が不可欠です。これに向け、地域の情報通信基盤であるネットワークの耐災害性を強化し、災害時における迅速な復旧体制を構築することで、地域住民の安全・安心を確保します。

また、企画課と協議の上、令和7年度中に超高速インターネットサービス1Gbpsの提供を開始します。このサービスにより、地域住民や企業は快適で安定した通信環境を享受し、リモートワーク、オンライン学習、動画配信などの利便性が向上します。また、企業の業務効率化やデジタル化が促進され、地域全体の持続可能な発展に寄与します。

■文化芸術振興

窪川四万十会館の開館30周年を契機に、地域資源を活用した多彩なプログラムやイベントを展開します。地域の伝統、歴史、自然を活かした企画・運営を通じ、住民の文化的な生活を充実させるとともに、地域の魅力向上を図ります。また、デジタル技術を活用して地域の伝統文化や歴史を継承するだけでなく、住民や子どもたちのシビックプライドを育む教育・体験の場を提供し、次世代に誇りと愛着をもたらす活動を推進します。

■デジタル映像アーカイブ

デジタル映像アーカイブを活用し、映像コンテンツの保存・発信を進めることで、地域文化の新たな価値を創出します。また、この取り組みにより、災害による文化的な損失を防ぎながら、次世代へ地域文化を伝承します。

■組織運営と職員育成

令和7年4月に施行予定の改正公益法人法に対応し、透明性と信頼性を高めるため、ガバナンスの強化を図ります。職員が倫理観を持ち、積極的に行動できる環境を整えるとともに、働く意欲の向上を目的とした研修やスキルアップの機会を提供します。これにより、組織全体としての効率性と適応力を高め、地域とともに成長する組織を目指します。

公益財団法人四万十公社 令和7年度ビジョン

(1) 地域の特色を生かしたコンテンツ発信

地域資源を生かした創造的な事業を展開することで、地域活性化に貢献。

(2) オンラインとオフラインの連携強化

文化イベントや情報提供をオフラインだけでなく、オンラインでも展開し、参加者の多様化を促進。現地でイベント参加が難しい人々にも文化や情報を届ける仕組みを拡充。

(3) デジタル技術で地域の伝統文化・風習・歴史を継承

地域資源の文化・歴史を映像コンテンツとして保存し、新たな価値を創出。

(4) 地域文化芸術の振興と発展

地域アーティスト支援や文化プログラムで地域全体の文化芸術活動の魅力を向上。

(5) 四十万の自然を生かした「くつろぎ」と「癒し」のまちづくり

自然の魅力を発信し、地域の活力と観光資源を最大化。

(6) 広域連携による情報・文化の共有

他ケーブルテレビ事業者や文化施設と連携し、オンライン・オフラインで情報を共有。

(7) 子どもたちのシビックプライドを育む教育と体験を推進

地域文化や歴史を学び、四十町に誇りと愛着を育む活動を展開。

(8) デジタルデバイド解消に向けた取組強化

「いつでも」「どこでも」「だれもが」情報を利用出来るようデジタルデバイドを解消。

(9) DXと生成AI活用で業務効率化と住民サービス向上を実現

最新技術を導入し、迅速かつ的確な対応を提供。

(10) 透明性と信頼性を徹底したガバナンスの実現

公正で誠実な運営を行い、ガバナンスの強化を通じて、信頼される組織を確立。

(11) 職員の専門性と倫理観の向上

職員の倫理観と積極性を育むことで、信頼される組織運営を実現。

(12) 地域住民と連携しSDGsの認知度向上と実践を推進

持続可能な社会の実現に向けた地域共創活動を展開。

事業計画の方針およびビジョンは、地域の情報通信基盤、文化芸術振興、防災・減災、職員育成、地域メディアとしての役割を統合的に推進するための具体的な指針を示しています。四十町内において情報通信インフラとして重要な役割を果たしているケーブルテレビは、地域住民の生活に不可欠な存在であり、とりわけ災害時にはその早期復旧が地域の安全・安心に直結します。このため、耐災害性の強化を図り、広域連携を通じた迅速な復旧体制の構築を重点的に進めます。

さらに、デジタル技術と地域の豊かな文化資源を融合することで、地域の魅力を最大限に引き出し、住民の生活の質を向上させます。この取り組みを通じて、地域住民が誇りと愛着を持てる社会を形成し、地域全体の活性化を推進します。

また、公社職員のスキルや倫理観の向上の徹底を図り、地域に信頼される組織運営を目指します。専門性を高め、住民の多様なニーズに応えるサービスを提供することで、地域住民との絆をさらに深め、協働によるまちづくりを進めます。

四十公社は、これらの取り組みを通じて、地域住民や企業と密接に連携し、変化する社会環境に柔軟に対応しながら、持続可能で活力ある地域社会の実現に向けて邁進してまいります。

【ケーブルテレビ事業】

令和6年度から5年間の新たな四万十町との指定管理協定に基づき四万十町ケーブルネットワーク施設（情報施設）の管理運営、自主放送番組の編集等の業務を以下の基本的な考え方のもと遂行します。

<基本的な考え方>

- (1)いつでも、どこでも、だれもが活用できる地域情報基盤を整備し、町民が表現する機会を提供し、町民の知る権利が十分に尊重されることを根本原理とする
- (2)指定管理者及び従事する者は、放送法の目的及び放送番組の編集等に関する通則を遵守し、放送の編成及び編集の独立性を確保する
- (3)情報施設が、「お客さまの利用料金で運営されていること」を自覚し、経営の自立性を基本とし経営の効率化を図る
- (4)地域住民や利用者の意見を真摯に受け止め管理・運営に反映させる
- (5)情報施設の管理運営に従事する職員は、公益財団法人四万十公社の職員であることを自覚し、定款第3条の目的、公社の理念及び公社職員の行動規範により情報使命の達成に向けて貢献する

〈事業概要〉

四万十町ケーブルテレビは、地上デジタル放送の難視聴解消、多チャンネルサービス（BSデジタル放送等）、およびデジタル環境（地域全体にある光ケーブルや放送・通信設備）を活用して生活の質を向上させ安心で安全な暮らしを提供する。

〈主な管理業務〉

1. 登録有線一般放送の放送番組の提供に関する業務

四万十町ケーブルネットワーク施設を十分に理解・尊重した上で、放送法施行規則第134条に規定された、有線一般放送（テレビジョン放送）を遵守し四万十町民の生活を支える重要な地域インフラとなっていることを十分に認識し、常に善良な管理、施設を保全、サービス内容の拡充と適正な運営に努める。

- ・同時再送信に関する業務
- ・自主放送に関する業務
- ・有料放送に関する業務

2. 町及び公的機関の情報の提供に関する業務

住民に重要な情報が的確に伝わるよう、視覚的な表現や音声解説のバランスを工夫した行政情報番組の制作を行う。また、テレビだけではなく多様な層へ行政情報を広く周知し、住民が重要な情報を見逃さないよう、公式 YouTube や各公式 SNS の活用をサポートする。

■ 行政放送

- ・町広報誌や町の取り組みと連動した番組制作を技術的に支援する。
- ・主に撮影及び編集を担当し、台本作成・番組進行は役場が担う。
- ・町の新事業やニーズを把握し、行政放送枠を活用した番組制作を提案する。

■ 議会中継及び再放送

- ・四万十町議会の本会議及び公聴会並びに本会議等の審議状況を、CATV で生放送及び録画放送し、広く議会情報を放送する。
- ・生放送及び録画放送の運用管理並びに映像放送に係る機器の設置、管理及び保守を行う。

■ 文字放送

- ・各団体が入力した情報を適切に管理し、的確な放送を行う。

■ データ放送

- ・定期的な視聴確認を行い、情報の正常表示を確認する。

3. 緊急情報の提供に関する業務

四万十町役場と連携し、地域の安心・安全を守るために、少人数でも迅速かつ確実な災害情報提供体制を維持・充実させます。

- ・迅速な情報提供のための手順整備と訓練実施。
- ・放送設備の正常稼働を確保し、障害発生時の復旧時間を短縮。
- ・代替手段（ネット配信・SNS 等）を確保し、施設や設備に影響が出た場合でも情報発信を継続。

4. 町民が自主的に取り組む映像制作の支援及び表現機会の提供に関する業務

視聴者が主体的にメディアに参加する「パブリック・アクセス（視聴者が制作）」を働きかけ、テレビを活用して情報発信や交流に取り組みます。

- ・町民が撮影した映像や写真を気軽に紹介できる投稿枠を確保する。
- ・年1回以上の定期講習会や意見交換会を実施する。

5. 番組制作に係る取材、編集及び収録並びに番組映像の保管と公開に関する業務

コミュニティ放送の特徴を活かし、「四万十町らしさ」を感じることができる多様な番組づくりを行う。プロ意識を常に持ち魅力あるコンテンツの創造に努める。そして、地元メディアとして、四万十川流域の環境保全、芸術文化振興、農業振興、生涯学習・スポーツの推進などをキーワードに記録しデジタル情報として伝達を行う。また、情報を活用しやすい状態で公開する地域デジタルアーカイブを目指す。

■自主放送番組制作

- ・ニュース番組(しまんと放送室)
- ・企画番組(四万十うおっちんぐ)
- ・特別番組の制作
- ・他局・専門チャンネル番組の放送

■番組映像の保管・公開

- ・放送年月日、内容、出演者等をメタデータ作成する。
- ・放送番組など映像コンテンツのインターネット公開。

6. テレビ及びラジオ放送の再放送に関する業務

■同時再放送業務

再放送に関する申請・変更の手続き業務を行う。

- ・FM放送局の放送（FM文字多重を含む）の同時再送信
- ・地上デジタルテレビジョン放送の同時再放送
- ・衛星デジタルテレビジョン放送の同時再放送
- ・デジタル有線テレビジョン放送の同時再放送

■報告業務

放送法及び再放送同意に基づき報告業務を行う。

- ・放送法に基づく報告業務（総務省四国総合通信局）
- ・各事業者間の再放送同意に基づく報告業務
- ・日本ケーブルテレビ連盟への報告業務
- ・各著作権利団体への報告業務
- ・番組供給事業者への報告業務

7. ケーブルインターネットサービス等の通信に関する業務

トラフィックの増加に対応するため、ネットワークのデータ転送状況を精査し、通信品質の向上とシステムの安定運用に取り組みます。また、利用者がインターネットサービスを快適に利用できるサポート環境を充実させます。

- ・ トラフィック増加に適切に対応し、通信品質の向上とシステムの安定運用を推進。
- ・ ICT 普及促進とデジタルデバイド解消のため、外部団体とも協力。
- ・ 地域密着のサービスを提供し、手厚いサポートを実施する。
- ・ お困りの際には迅速に対応し、トラブルの解決に努める。

8. 広告放送に関する業務

地域の商店や企業の魅力を発信し、地域経済の活性化を促進する効果的な CM 制作に取り組む。

- ・ 地域特化の広告枠を活用し、自主放送に加えて SNS などの多様なメディアと連携した広告支援を実施。
- ・ 地域住民と事業者をつなぐ情報発信拠点として、視聴者に親しみやすい CM を制作。
- ・ 「地域の活性化」「つながりの強化」「地域ブランドの確立」を目的とした広告施策を展開。

9. 情報施設の利用の承認、休止、停止等に関する業務

加入者の利便性向上を第一に業務の効率化を図るとともに個人情報保護に努め重大インシデント発生を防ぐ。また、加入者の受付内容（電話・来局）を的確に記録してサービス向上に努める。（障害内容やクレームなどの記録）

- ・ 加入申込等の受理及び承認に関する業務
- ・ サービス開通に関する業務
- ・ 休止、脱退等に関する業務

10. 情報施設の加入に係る加入金及び利用に係る使用料等の徴収に関する業務

各通則（四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例等）を遵守し、公平・公正かつ確実に使用料等の徴収を実施する。また、関係法令の改正や整備が行われた際には速やかに対応する。

- ・ 加入者管理業務
- ・ 利用者対応及び加入促進業務
- ・ 利用料の収納業務
- ・ 各種書面の交付

1.1. 情報施設の維持及び管理に関する業務

町内全域に張り巡らされた光ファイバーケーブルの維持管理と中枢機能を担う窪川情報センター及び大正・十和サブセンター等の計画的な保守・点検により不具合箇所の早期発見等に努め、設備の良好な維持管理を実施する。

■放送・通信・防災設備の維持及び管理

- (1) 経年による障害発生のリスクを抑えるため、機器の更新時期を見極め導入機器の仕様について適宜担当課と協議する。
(更新計画表への反映・機器の更新及び改修スケジュールの把握)
- (2) 各施設・各設備の監視システムによる常時監視と定期点検、清掃及び適切な備品管理を実施する。(保守点検業務内容に基づいた定期点検)
- (3) 音声告知放送システム及び河川監視カメラ維持及び管理を実施する。
(保守管理業務内容に基づいた点検・管理運用)

■伝送路設備の維持及び管理

- (1) 伝送路監視システムによる常時監視を行う。
- (2) 伝送路の定期的な調査を行う。
- (3) 伝送路設備の異常発見時の対応について。
 - ・支障木を発見した際には速やかに伐採するなどの措置を行う。
 - ・大規模補修等が見込まれる場合は、町と協議のうえ対応する。

■宅内設備・引込み設備の維持及び管理

- (1) ONU(光回線終端装置)の管理システムによる常時監視を行う。
- (2) ONU(光回線終端装置)及び引込み線の現地切り分け調査・修繕を行う。
- (3) 脱退時の ONU(光回線終端装置)及び引込み線の回収・管理を行う。
- (4) 安全性・確実性に重点をおきながら、迅速な対応、コスト削減を目的に宅内設備及び引込み設備の新規・移転等を直営(公社)で行う。
- (5) ONU(光回線終端装置)更新の計画・管理・交換作業を行う。

■障害発生時の対応

- (1) 平時の障害発生（通信・放送）時の対応について。
 - ・障害が発生した場合には、復旧等の作業を迅速に行う。
 - ・速やかに必要な措置を講じ、町を含む関係者に連絡し情報を共有する。
- (2) 災害発生時の障害対応（風水害・地震）について。
 - ・町の配備体制や被害状況を把握し人員体制や保守会社との連携を整える。
 - ・障害対応能力の向上のため、協力事業者との合同作業訓練等を行う。
 - ・災害時における事業継続計画（B C P）等の作成を行う。

1 2. 事業の広報、宣伝及び利用促進に関する業務

ケーブルテレビの事業内容を宣伝し、ICT や IOT をキーワードに Wi-Fi 環境を活かしたサービスの提案等に取り組む。（放送と通信を結びつけた施設活用等）

- 積極的な事業広報（S NS やネット配信の有効活用）を実施する。
- ドローンを活用した取り組みを行う。
(町役場、消防等との連携・四万十町ドローン推進協議会活動)
- 地域の伝統文化や芸術活動の継承と振興を行う。（地域デジタルアーカイブの提案）
- 地域住民や各団体との連携・交流を推進する。（地域活動への参加）
 - ・施設見学の受け入れ（放送体験・ドローン操縦体験）
 - ・地元高校と連携した学校魅力化支援
 - ・地域コンテンツと情報・放送・通信を生かした体験型イベントの開催
 - ・地域活動への参加（職員と町民の良好な関係構築）

■デジタル技術活用

デジタル技術に関する情報収集を積極的に行い、より高度で効率的なサービス提供を目指します。

また、デジタル技術を活用した業務改善により、迅速な対応やコスト削減を実現し、持続可能な経営基盤の強化を図ります。地域に根差したサービスの充実を目指し、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することで、より価値のあるサービス提供を実現していきます。

1 3. 放送番組審議機関に関する業務

- ・自主放送番組の適正を図るための審議会への出席及び資料作成（放送実績等）を行う。
- ・議論や意見交換を、次の番組づくりや編成、サービスに反映させるよう役立てる。

〈令和 7 年度 重点取組事項（検討事項）〉

四万十町の暮らしと経済を支える重要地域インフラとしての役割を意識し、関係施設・設備を適切に管理するとともに、加入者に寄り添いサービス内容の拡充と安定した運営を目指します。以下の点を重点的に取り組みます。

【通信・伝送路業務】

- 次世代放送通信対応に向けた設備更新計画の推進「CATV 機器交換計画表」の隨時更新を行い、計画的な設備更新を進め、重要インフラとしての機能を確保する。
- 設置から 15 年以上経過する加入者宅 ONU(光回線終端装置)の交換。
- 重要地域インフラの設備(放送・通信・防災)で障害が発生した場合、迅速な復旧を一番に考え対応する人員や設備体制の強化(損害を最小限に抑え早期に復旧させ事業継続を図る)。
- 災害などの緊急時でも施設の機能を維持し、サービス提供が出来るように平常時から備え、各業務の運用レベルを早期に災害前の状態に近づける体制の構築に取り組む。
- ICT・DX・Wi-Fi 環境に関して放送と通信を結びつけて支援できるよう、情報提供を行い具体的な活用方法の提案に取り組む。
- 町民の情報リテラシー(活用能力)の向上を目指す取り組みの推進に資することを目的として、放送及び通信を利用した情報提供、出前講座の開催等、具体的な取り組みを行う。
- 既存の伝送路設備の敷設状況、技術基準適合性の確保、土地等の使用に関する占用許可の整理に取り組む。

〈令和 7 年度予定〉

■高速インターネット 1Gbps の提供 及び低速インターネットの見直し
■有料番組の提供方式を見直し（スカパー＋パススルー方式等）
■加入者宅 ONU(光回線終端装置)の交換
■映像系仮想化基盤サーバ交換（役場内予備系 地デジ受信点 UPS バッテリー交換）
■大正サブセンター 10KVA 無停電装置交換
■伝送路管理システム再構築

【顧客管理業務】

- 加入者の個人情報を適切に管理し、セキュリティの向上に継続的に取り組む。
- 加入者管理システムの情報を正確に更新・変更し、公平・公正な管理およびサービス提供を実施する。
- 利用料で運営する施設であることを加入者に理解してもらい約款等の規則に基づき徴収業務に取り組む。
- 生活において放送通信が災害時の緊急放送などの重要な役割を担うものであることを認識したうえで停波処理を慎重に行う。
- ケーブルテレビの存在価値を職員で共有し、情報の発信や人々の交流をより図るために新規加入の促進に取り組む。

【コンテンツ制作及び地域情報センター業務】

- 防災・減災に関する情報提供の強化。災害発生時に町民へ必要な情報を提供できるよう、計画的な訓練の実施と防災・減災啓発番組の放送を行う。
- 地域メディアを活用した地域における SDGs の認知度向上
- 若者の視点を取り入れた新たな動画コンテンツを制作し、地域の魅力を発信する。
- 地域メディアとしての価値を發揮し、観光振興・地域活性化・地産地消・地産外商の発信に貢献する高品質な映像コンテンツを制作。
- SNS を活用した情報発信の強化。
- 県内外のケーブルテレビ局との連携強化。良好な関係を構築・維持し、職員同士の情報交換や交流を通じて技術向上と業務効率化を図る。
- 地域デジタルアーカイブの推進。地域情報の資料・史料をデジタル化し、保存と活用を促進。データの永続的保全、権利処理、オープン性、運用コスト等の課題を解決し、収蔵コンテンツを公開する。

【会館・公園事業】

窪川四万十会館及び四万十緑林公園は、四万十町との指定管理協定に基づき文化ホール・多目的室、公園、駐車場などの施設の管理運営を行い、町民の芸術・文化事業の推進と町民や利用者にとって快適な空間である施設となるよう以下の基本的な考え方のもと業務を遂行します。

- (1) 誰もが心地よく施設を利用でき、より良い芸術・文化活動を行える場所を提供することで、地域及び文化の活性化につなげることを根本原理とする
- (2) より多くの町民が幅広く利用出来るように利用者の目線で「使いやすさ」を追求するとともに「公平性」を確保した上で柔軟な管理運用を図る
- (3) 施設や設備の役割を正確に把握し、安全で適切な管理業務を行い、町民や利用者に寄りそった優しい接遇に努める
- (4) 学校等と連携し、協働して文化芸術の視点でまちづくりの推進に努める
- (5) いまの暮らしに、心の豊かさや生きがいを醸成し、次世代に夢と希望を与えることができる芸術・文化の提供をもって活力ある地域社会実現に向けて取り組む

〈主な管理業務〉

1. 地域住民や利用者の意見を真摯に受け止めて管理・運営に反映

- (1) 利用状況の把握と利用者意見の収集
- (2) 利用状況の把握および来園、来館者の集計

2. 効率的な運営

- (1) 施設・設備の維持管理
 - ・施設内の巡視および設備の定期的な点検
 - ・特殊設備の点検（専門業者との連携）
 - ・施設内の美化（美観の維持に努める）

- (2) 施設貸与の業務
 - ・施設内の諸室を条例に基づき貸し出す
 - ・利用者目線で使いやすさを追求する
 - ・公平性を確保した管理運営

(3) 施設の利用促進

- ・積極的な営業活動（施設の利用促進・収入増加を目指す）
- ・より有益な施設活用方法の提案
- ・地域活性化の視点での運営
- ・最先端の技術・ノウハウで演出等のアドバイス・提案を行う（文化活動の推進）

(4) 利用者の安全への業務

- ・災害対策や防犯を意識した危機管理力の向上
- ・避難訓練や A E D 利用に関する研修会等の実施

(5) 個人情報保護

- ・四十町個人情報保護条例や関係法令を遵守して個人情報を取り扱う

(6) その他の管理運営に関して必要な業務

- ・各種研修会等を計画して職員の技術向上を図る
- ・文化芸術の情報発信基地として情報収集を行う
(県内外で行われる催しのチラシ・ポスターなどの設置)
- ・SNS を活用した情報発信及び文化活動関係者との交流

3. 管理運営費の削減に努める

事業の目的・業務内容を整理し管理運営費の削減と環境負荷軽減に努める。

- (1) 省エネの推進
- (2) 補助金や助成金の獲得
- (3) 事務の効率化等（経費削減）

4. 誰もが文化芸術に触れられる自主事業の実施

町民の生涯学習の場であることを意識し、利用者一人ひとりの可能性やチャンスを最大限引き出せるよう、気軽に文化・芸術活動を発表できる場の提供に努める。

また、地域の未来を担う子どもたちを楽しく育てられる場として、気軽に文化や芸術に触れられる環境を構築するほか、スポーツや音楽・芸術活動など様々な分野で、それぞれの夢をかなえられる場所の提供を目指す。

- (1) 豊かな鑑賞の促進
- (2) アーティスト活躍支援
- (3) 文化人材育成
- (4) 文化普及啓発
- (5) 子どもの健やかな育ち促進(男女が協働する子育てを支援)
- (6) 地元の魅力発信
- (7) 郷土芸能等の継承に取り組む
- (8) 有形・無形の芸術や文化を残し活かす(デジタルアーカイブ)
- (9) 各団体と連携を図り、交流の輪を広げる
- (10) 多様な交流を促す生涯学習エリアの提供

地域住民が主体となって活動できるイベントやワークショップなど、多様なジャンルの事業を実施し、質の高い学びの機会を提供する文化芸術の発信・活動拠点として事業に取り組む。また、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向け、各種イベントと連携した取り組みを実施する。

〈令和7年度予定〉

■自主事業（映画・落語・音楽イベント・カラオケ大会等）
■自主事業 生涯学習推進のワークショップ開催（文化・芸術・デジタル技術等）
■森のピアノ事業（ストリートピアノ・コンサート・野外イベント）
■会館30周年

〈検討事項〉

文化振興を担う拠点として利用需要の変化に対応しながら積極的に事業展開やサービス向上に取り組む。具体的には、文化活動を発表する場を設けたり文化作品を快適に鑑賞したりする環境づくりを想定している。

そして、地域の人が主体的に文化芸術活動を行えるように利用者のニーズを常に把握して課題を整理し、解決に向けて公社全体で重点的に取り組む。

➤ 公園・会館の持続的な維持管理

安全性の確保や長寿命化の観点から社会的要水準を確保する為、以下の項目について留意し費用対効果を検討する。

大項目	中項目
安全性	メンテナンス、耐震、防災、防犯
機能性	利便性、コミュニティ、ユニバーサルデザイン、DX化
社会性	社会責任、社会革新、社会貢献活動、社会的課題
環境保全性	環境負荷低減、省エネルギー、周辺環境保全、SDGs達成
経済性	費用対効果、経験効果、耐久性、コスト削減

➤ 施設集客・利用率の向上

事業の周知を効果的に行う。具体的にはポスターを公共施設やコンビニエンスストアなどの民間施設に掲示したりチラシを効果的に配布したりするほか、県内の文化施設へも同様に展開する。

また、SNSやケーブルテレビを用いた周知や新聞折込チラシ、地域誌への掲載なども組み合わせて効果的に宣伝を図り催しへの集客や施設の利用率向上を目指す。

➤ 職員の専門性を高めアイデアやノウハウが発揮した多彩な事業の展開を図る。

➤ 自主事業は町民に質の高い文化に触れる機会を提供すると同時に、会館・公園の運営に寄与するように収益性を考慮した事業に取り組む。

➤ これからの時代を見据えたデジタル分野でのデジタルアート等の新たな取り組みと、子育て世代から年配層まで幅広くより気軽に楽しく芸術・文化活動を体験できる新たな取り組みを目指す。

➤ 中長期的に必要な施設として・老朽化の状況の把握・施設の課題の整理・優先順位の考え方、これらを効率的かつ、サービス水準の維持にも十分配慮した計画を取り組む。

【四万十公社の管理運営】

公益財団法人として法令及び定款を遵守し、四万十公社の文化及び芸術の振興を目的とする事業及び町民の生活に不可欠な放送、通信等の安定供給の確保を目的とする事業の運営を遺漏なく進める。

更なるコンプライアンス意識の向上、厳格な情報管理に向けて、組織をあげて強力に取り組むとともに、高い倫理意識と社会的良識を持って業務に取り組む。

また、法人運営全般にわたり適正な業務執行を実施する。人材については、中長期的に重点を置く技術分野や技術継承を見据えた採用を進めるとともに、各種研修や人事交流を通じて育成を行う。

1. 人材・組織

四万十公社の最大の資源は人材である。経営管理、施設管理、財務経理、広報・プロモーション、調査研究といった多様な職務を担う職員が四万十公社を支えている。

また、各事業において専門的なノウハウを蓄積し多彩なコンテンツ提供や芸術文化の振興に貢献してきた。具体的な分野として「映像クリエーター」「ドローンオペレータ」「舞台制作」「舞台技術」「施設技術」「通信技術」などがあり、今後も各事業においてノウハウを蓄積し続ける。そして、培った能力は町内のみならず県内外で発揮し、これからも全国で通用する人材を育成する。四万十公社は複雑化する社会的課題に立ち向かい、一層四万十町に貢献する組織を目指す。

- ・ 職員の専門性や働く意欲を高めるため、人材育成
- ・ ヒヤリ・ハット活動等の業務の安全確保
- ・ 多様な職務を担う職員に適した働きやすい職場環境の整備
- ・ 所属や年齢を超えた職員のつながり強化
- ・ 専門的なノウハウの次世代への継承

2. 人事・労務管理・給与・人材育成・福利厚生

人事・給与の諸規則に基づき、給与・福利厚生事務等を適切に実施する。また、事業規模に応じた適切な人員配置を行うため、職員採用試験や昇任試験等を着実に実施する。

そして、職員の健康管理を図るため、インフルエンザ予防接種費用等の支援を行う。さらに、業務効率化や職員能力向上を図るため、各種研修の受講実施や資格取得支援、コンプライアンス強化のため公社組織に即したコンプライアンス研修や、ヒヤリ・ハット事例集の活用を強化する。

3. 予算・決算・財務・経理・契約

事業計画及び予算、実績報告書及び決算報告書を作成する。

公益法人会計基準に則った会計処理、関係諸法令に則った契約事務や、職員の会計処理、契約事務能力向上のための指導及び研修を実施する。

4. 総務・庶務・文書

一般事務、セキュリティ対策等法人運営全般に関する各種必要な業務を行う。また、公社事業全般を検証し、業務の効率化とワークフローの最適化、ガバナンス強化を図るための検討を行う。公社内システムネットワークのセキュリティレベルの向上を図る。

理事会・評議員会等の会議体を適切に開催する。規程・規則・要綱等の制定・改廃を適宜行う。その他、法人運営全般に関し、必要な業務を行う。

公社ホームページにより公社情報の公開及び各種の情報の提供を行う。